平成 23 年9月6日

各 位

会 社 名　株式会社オリエンタルランド
代表者名　代表取締役社長　上西 京一郎
（コード番号：4661、東証第1部）
問合せ先　広報部長　宮内 良一
（TEL　047-305-5111）

地震リスク対応型ファイナンスによる資金調達のお知らせ

（第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及び劣後ローンによる資金調達ならびに当社子会社による期限前弁済条項付ローンによる資金調達）

東日本大震災により被災された皆さま、そのご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社は、平成 23 年9月6日開催の当社取締役会において、下記のとおり本新株予約権付ローン（以下に定義されます）による地震リスクへの対応を企図した資金調達（以下「本資金調達」といいます）のため、当社子会社に対する第三者割当による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び当該当社子会社との間の金銭消費貸借契約（以下「劣後ローン契約」といい、劣後ローン契約に基づく貸金元本債権を「劣後ローン債権」といいます。また、劣後ローン債権及び本新株予約権を総称して、「本新株予約権付ローン」といいます。）の締結を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．本資金調達の目的及び理由

（1）本資金調達の背景

当社は人気の高いコンテンツ、質の高いサービスを提供していることはもとより、その主たる収益源である東京ディズニーリゾートが立地条件に恵まれていること（都心からのアクセスに優れ、羽田・成田両国際空港から近距離であること）も、当社の国内レジャー産業における優位性の一つであると考えております。

他方で、当社グループの事業基盤はほぼ舞浜に集中しているため、舞浜地区にて大地震等の災害が発生した場合には、業績への影響が考えられます。東京ディズニーリゾート各施設では、建設時に液状化対策として地盤改良を行っており、また、各施設の耐震補強工事を実施していることから、施設が倒壊する可能性は極めて低く、直接的な被害は軽微であると考えておりますが、交通機関及びライフライン（電気・ガス・水道）への影響、レジャーに対する消費マインドの冷え込みなどが想定されることから、一時的な入園者数の減少などにより当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があるものと認識しております。

<u><当社の過去の地震リスク対応ファイナンス></u>

上記のような地震等災害リスクは当社のビジネスに付随するリスクとして認識しており、これに対応すべく、当社はこれまで地震等災害リスクを意識したリスクファイナンスへの取り組みを続けて参りました。

【収益補填と手元流動性の確保を目的とするスキーム】

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を機に、当社は、首都圏での大地震発生を想定したリスクファイナンスの必要性を認識し、平成 11 年には地震に対するリスクファイナンスとして2種類のスキームを導入いたしました。

当時は、東京ディズニーシー建設中であったため多額の設備投資が必要とされ、負債が積み上がる時期でありました。また、仮に東京ディズニーシーの建設途中で大地震が発生した場合には、リスクファイナンスによる調達資金

が活用されることとなるものの、当該リスクファイナンス資金の返済のための収益基盤が東京ディズニーランドに限定されておりました。そのような状況下におけるリスクファイナンスとしては、経営基盤を早期に回復させるため、リスクが顕在化した際には調達した資金を恒久的に確保し、収益を補填する仕組みの導入が必要でした。そこで、1億ドルの地震債券（CAT ボンド）を発行し、舞浜を中心とした半径 75km の円の範囲内で地震が発生した場合に、当社が元金を特別利益として受け取る仕組みを導入いたしました。併せて、上記同円内での地震が発生した際には3年間金利の支払が免除される 1 億ドルの債券発行を予約するスキーム（コンティンジェント・デット）を締結し、合計2億ドルの地震対応資金を確保いたしました。収益補填となる地震債券（CAT ボンド）スキームによって必要額のすべてを調達することも可能でしたが、コストへの配慮から、2つのスキームを組み合わせることを選択いたしました。

両スキーム共に、間接的な被害による営業キャッシュフローの減少をカバーすることが出来ることに加えて、地震発生後にタイムリーかつ確実に資金を受け取ることが出来るという特徴を備えておりました。

【手元流動性の確保を目的とするスキーム】

平成 13 年には、東京ディズニーシーが開園し、収益基盤が東京ディズニーランドと合わせて2つに増えたため、収益補填の必要性は低下しました。

こうした背景から、地震債券が満期を迎えた平成 16 年には、総額 200 億円の普通社債発行によりあらかじめ資金を確保するとともに、地震発生時にも借入可能な、100 億円の地震リスク対応型コミットメントライン契約を邦銀と締結し、地震発生時の手元流動性の確保を主たる目的としたリスクファイナンスを実施いたしました。一般的なコミットメントラインは、地震発生時には貸付の実行が免責される条項が入っており、資金が確保出来ない可能性があることから、この免責条項を外し、地震発生時にも資金が確保できる新スキームを組成いたしました。普通社債発行による資金調達及び当該コミットメントラインによるリスクファイナンスは、舞浜を中心とした半径 75km の円の範囲内で地震が発生した場合をトリガーとする地震債券スキームとは異なり、トリガーの設定がないため、地震の発生地域や規模によらず、必要に応じて手元流動性が確保出来るスキームでありました。これにより、関東以外の地域で発生した地震による間接被害に対しても、手元流動性の確保が可能となりました。

平成 18 年には、社債 200 億円を外銀との地震リスク対応型コミットメントラインに組み替え、既存スキームからのコストの削減を図りました。邦銀と外銀の2つのコミットメントラインによるリスクフィナンスは、平成 23 年5月まで継続し、現在は、総額 300 億円の邦銀との地震リスク対応型コミットメントラインによるリスクファイナンスを実施しております。

【東日本大震災以降のリスクファイナンスの検討】

平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災及びこれに伴う電力供給不足などによる東京ディズニーリゾート各施設の営業休止時におきましても、上記のリスクファイナンスによる備えがあったため、新規の資金調達を行うことなく、手元流動性の確保が出来ておりました。他方、当社では、今回の震災を受け、従来は想定し得なかったリスクを想定し、対応策を策定する必要性を改めて認識いたしました。現在、想定されている大地震を超える巨大地震が発生した場合には、仮に当社の設備に影響がなかったとしても、交通インフラ及び消費マインドへの影響は甚大なものとなり、当社業績へより大きな影響を及ぼすことが予想されます。既存のスキームは、機動的な手元流動性の確保に適したものではありますが、資金の確保は、期間が数年程度に限定されたものでありリファイナンス等の手当てが必要となる可能性があるため、今後、巨大地震が発生した場合を想定すると、より長期的かつ安定的な資金を確保しておくことが望ましいものとの認識に至り、本資金調達を実施することといたしました。

【本資金調達のリスクファイナンスとしての特徴】

本資金調達も地震等災害発生時における手元流動性の確保が主たる目的であり、本資金調達はこれまでの地震等災害リスク対応ファイナンスの延長線に位置づけられるものであります。すなわち、本資金調達による資金は、平時においては、現預金として保有あるいは換金性の高い資産によって運用いたしますが、リスクが顕在化した際には、必要となる運転資金及び設備復旧資金に当該資金を迅速に充当させることといたします。

他方で、本資金調達は、60 年間という超長期間の資金としていること、また、劣後特約を付すことにより一般債務の調達能力への影響の低減が図れること、の 2 点において、既存のコミットメントラインによる資金調達とは異なる特徴を有しております。上述の超長期性の資金であること及び劣後特約が付されていることの 2 点の特徴を合わせる

ことにより長期安定的な資金の確保が可能となるとともに、本資金調達における一般債務の調達能力への影響を限定化することが可能となります。これにより、本資金調達は、東日本大震災以降のリスクファイナンスとしての検討事項である、より長期的かつ安定的な資金を確保しながら、当社の今後の設備投資や成長機会における資金調達機会への影響を限定化できる特徴を有しております。

なお、一般的に、銀行が本資金調達のような実質的に劣後性を有する超長期資金の融資実行を行うことは難しいものでありますが、本資金調達においては、株式会社みずほコーポレート銀行、中央三井信託銀行株式会社、株式会社千葉銀行及びみずほ信託銀行株式会社と締結する予定の平成 23 年9月 27 日付金銭消費貸借契約(以下、「投資家ローン契約」といい、投資家ローン契約に基づく貸金元本債権を「投資家ローン債権」といいます。)の債権者(以下、「投資家ローン債権者」といいます。)の回収手段の確保のため本資金調達に固有の期限前弁済請求の仕組みを導入することにより、劣後性を有した超長期資金の調達を可能といたしました。巨大地震の発生等、後述の「1(2)本資金調達方法の概要【本新株予約権の行使について】」に記載しております当社の信用力が悪化してしまうような事態の発生の際には、投資家ローン債権者に対して満期を待たずして今回調達した資金の返済を請求できる権利(期限前弁済請求)を付与し、他方において、投資家ローン債権者からの当該期限前弁済の請求に対して、現金以外の資産による返済を当社が選択できる条件を投資家ローン債権者との協議の上で設定しております。これにより、現金以外の資産による返済を当社が選択した場合においては、本資金調達による資金の返済が不要となる一方で、投資家ローン債権者においても、弁済された現金以外の資産の売却を通じて資金回収を行うことが可能となります。なお、当社が期限前弁済請求に対する弁済原資の選択をするにあたっては、期限前弁済請求時の事業環境や財政状態及び経営成績等を考慮して総合的に判断いたします。

現金以外の資産による弁済として、その他資産(投資家ローン債権者との協議に基づき決定する、当社株式を除く金銭以外の資産)のほか、今回発行する本新株予約権が行使され、希釈化が生じる可能性もございますが、本新株予約権が行使されるためには、信用力が著しく悪化してしまう可能性のある巨大地震の発生(*)等が前提となっております。その前提の上で、当社がその時点における内外環境を勘案したうえで、慎重な経営判断を行った後にのみ、本新株予約権の行使がなされることとなるため、本新株予約権が行使されることによる株式の希釈化の可能性は極めて限定的となっております。

また、本新株予約権が行使されると、ローン債権(投資家ローン債権及びそれに対応する劣後ローン債権)が消滅することとなるため、当社の事業及び業績に大きな影響が発生している状況下においては(なお、トリガーとなる巨大地震が発生した場合には、当社から本新株予約権の行使を促すことができる仕組みも導入しております)、本新株予約権が行使されることにより、劣後ローン契約に係る負債が消滅し本資金調達による資金が返済不要な資金となると共に、当社の資本増強が達成されることとなり、財務基盤の毀損を限定化することが出来る仕組みを採用しております。

上記特徴の詳細につきましては、下記(2)本資金調達方法の概要をご参照下さい。

(*)当社の事業及び業績に大きな影響が発生し、当社の資金調達能力(信用力)が著しく悪化してしまう可能性があるものとして投資家ローン債権者との協議の上で設定した地震の震源の範囲及び規模は後述する「<トリガーとして設定された地震の震源領域・規模及び設定理由>」のとおりです。

（2）本資金調達方法の概要

<本資金調達方法のスキーム図>

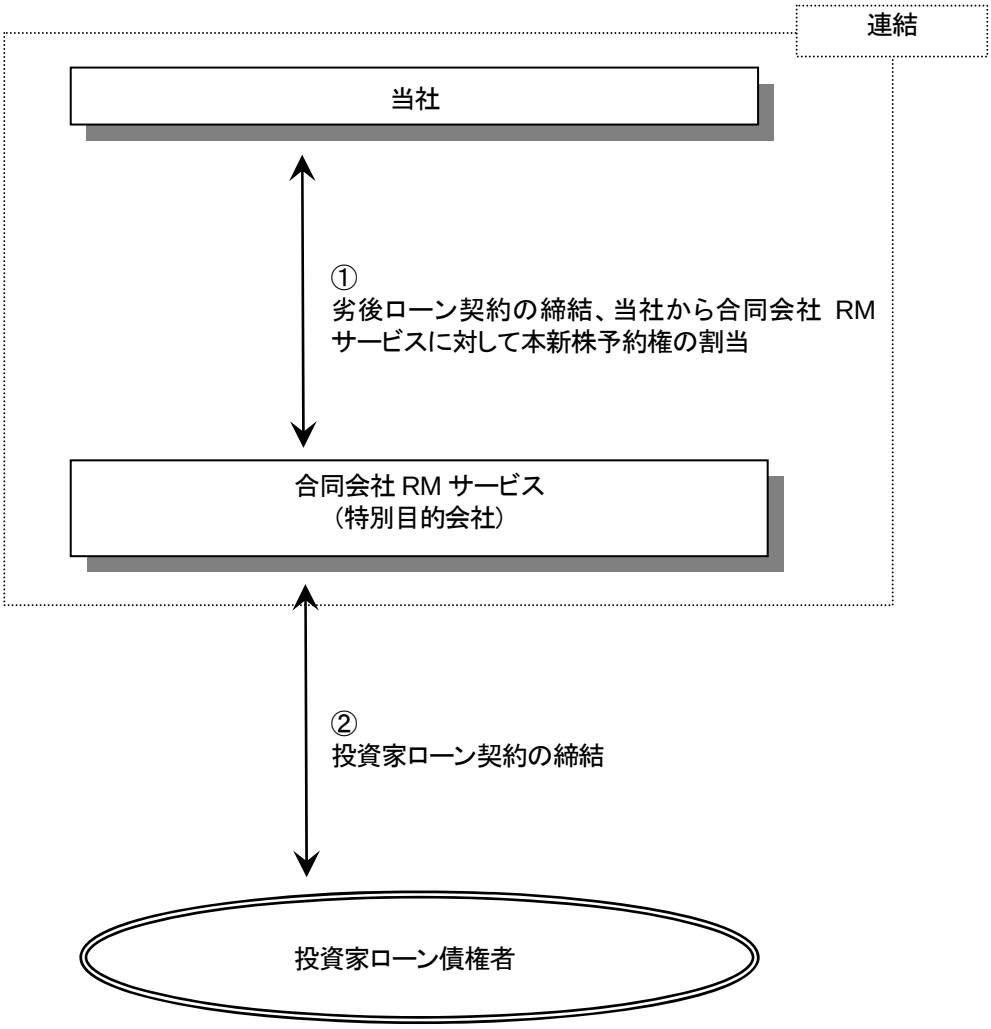

① 当社は、当社がその持分の全てを保有する特別目的会社である合同会社RMサービス（以下「割当予定先」といいます。）に対して本新株予約権を発行し、かつ割当予定先との間で劣後ローン契約を締結し総額500億円の資金調達を実施

② 劣後ローン債権の貸付人である割当予定先は投資家ローン債権者との間で投資家ローン契約を締結し劣後ローン債権の貸付原資500億円を調達

<本資金調達の特徴>

【本新株予約権と劣後ローン債権の一体性】

本新株予約権と劣後ローン債権とが実質的に一体不可分となるような仕組みにしております。

① 本新株予約権は劣後ローン契約に基づく貸付が実行されなければ行使することができず（したがって、劣後ローン契約が実行されない場合には本新株予約権は消滅します。）、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産を劣後ローン債権のみに限定

② 劣後ローン債権の全部を返済した場合には、当該返済日以降、本新株予約権の行使はできないこと

③ 本新株予約権の譲渡には当社の承認を要するものとして、本新株予約権の譲渡制限を設けており、また、劣後ローン契約において、劣後ローン債権者は、劣後ローン債権を譲渡額に応じて決定される一定の数の本新株予約権とともにしか譲渡できない旨を定める予定であり、事実上、劣後ローン債権と本新株予約権とが異なる者に帰属することがないようにしていること

これらの条件により、原則として本新株予約権と劣後ローン債権とが単独でそれぞれ存続する、または異なる者に帰

属することはございません。

【本新株予約権の行使について】

本新株予約権の行使条件に係る条項の概要は、以下のとおりとなります。なお、当該条項は投資家ローン債権者との協議の上で設定いたしました。

① 下記のいずれかの事由（詳細は、別紙「株式会社オリエンタルランド第1回新株予約権発行要項」をご参照下さい。）が発生し、個別の投資家ローン債権者が割当予定先に対して当該投資家ローン債権者に対応する投資家ローン債権の期限前弁済請求を実施すると判断、割当予定先が当該期限前弁済請求を受けて、対応する額の劣後ローン債権の一部または全部の期限前弁済請求を行った場合において、当社が当該劣後ローン債権の期限前弁済請求に対して、現金またはその他資産による弁済を行わないと判断（＊1）した場合

①-1. 下記「トリガーとして設定された地震の震源領域・規模及び設定理由」に記載された地震が発生したことが、気象庁が公表する「地震・火山月報（防災編）」により確認された場合（＊2）において、全投資家ローン債権者により行われる意思結集において、債権残高ベースで過半数の投資家ローン債権者が当該事由が信用事由（投資家ローン債権の弁済に重大な悪影響を及ぼす事由をいいます。以下同じ。）に該当すると判断した場合

①-2. 当社または割当予定先について、債務の履行遅滞・表明保証違反・契約義務違反・他の債務における期限の利益喪失・保証債務の不履行、特定調停の申立が発生した場合または当社について上場廃止が発生した場合において、全投資家ローン債権者により行われる意思結集で債権残高ベースでの過半数の投資家ローン債権者が当該事由を信用事由に該当すると判断した場合

①-3. 当社または割当予定先について支払停止・破産手続その他の法的整理手続開始の申立・解散の決議または解散命令の受領・事業の廃止・手形交換所取引停止処分が発生した場合、当社について組織再編事由（一定の合併・事業譲渡・会社分割・株式交換・株式移転等）または支配権変更事由（特定者による過半数議決権の所有・公開買付けの開始等）（＊3）が発生した場合、割当予定先について預金債権等についての差押え等の通知等の発送や保全差押え等の執行を命じる裁判の実施、が発生した場合

② 下記「トリガーとして設定された地震の震源領域・規模及び設定理由」に記載された地震が発生したことが、気象庁が公表する「地震・火山月報（防災編）」により確認された場合（＊2）において、当社の判断（＊1）により、割当予定先経由で各投資家ローン債権者に対して投資家ローン債権の期限前弁済を可能とする通知（以下「期限前弁済請求可能通知」という。）を送付し、それを受けた個別の投資家ローン債権者が割当予定先に対して期限前弁済請求を実施すると判断した場合（なお、地震発生以外の場合において、当社が割当予定先経由で各投資家ローン債権者に対して期限前弁済請求可能通知を送付することはできません。また、期限前弁済請求可能通知に基づく投資家ローン債権の期限前弁済請求が行われた場合においては、本新株予約権付ローンが投資家ローン債権者に対して代物弁済され、当該代物弁済を受けた投資家ローン債権者が本新株予約権を行使することとなりますので、当社が、劣後ローン債権について、現金又はその他資産により返済することはありません。）

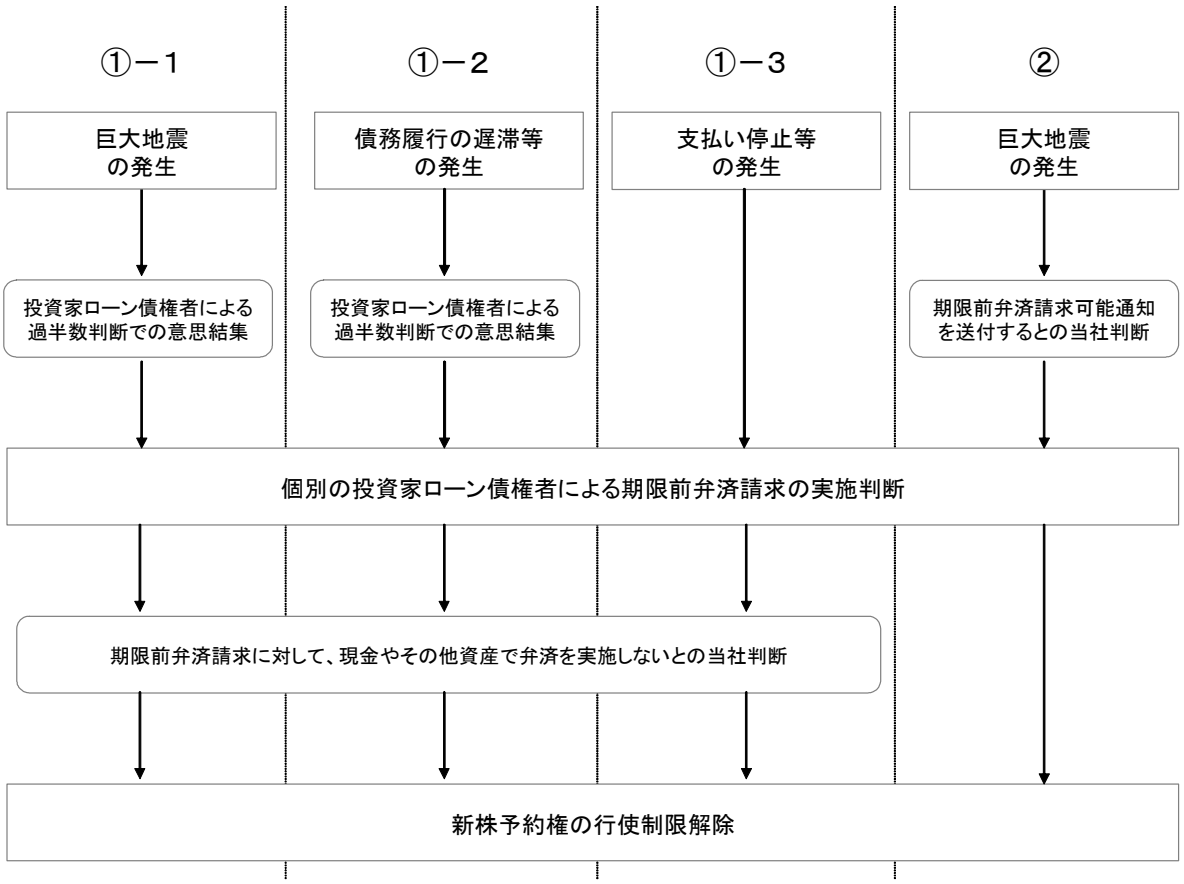

上記①②に規定される場合（すなわち、一定の事由が発生し、一定の手続を経て、個別の投資家ローン債権者が対応する投資家ローン債権の期限前弁済請求を行った場合において、当社が現金またはその他資産による返済を行わないと決定した場合）においては、割当予定先は劣後ローン債権及び本新株予約権を投資家ローン債権者に対して代物弁済することとなります。代物弁済された本新株予約権は即時に行使するものとされ、当該本新株予約権の行使の払込として劣後ローン債権が当社に交付され、相当する普通株式の交付が行われると同時に当該劣後ローン債権が消滅することになります。

本新株予約権行使に際しての行使価額は、期限前弁済事由の種類に関連させ本新株予約権の発行要項上規定された日付の株式時価（終値）に修正されます（詳細は、別紙「株式会社オリエンタルランド第１回新株予約権発行要項」をご覧ください）。ただし、当社が未公表の重要事実（金融商品取引法第166条において定義される。）を関知している場合には、行使制限解除通知を行うことはできません。また、本新株予約権者は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項、同規程施行規則第436条第１項乃至第5項及び日本証券業協会第三者割当増資等の取扱いに関する規則第13条に基づく規制により暦月に上場株券等の数の10%を超えた株式数については行使できないため、超過することとなる部分に相当する新株予約権の行使を行うことはできません。また、本新株予約権者が銀行である場合において、銀行法第16条の3に基づく規制により総議決権数の5%を超える議決権を保有できないため、5%を超える議決権を保有することとなる部分に相当する本新株予約権の行使を行うことはできません。

（＊１）当社は、期限前弁済請求に対する弁済方法についての判断及び巨大地震発生時に期限前弁済請求可能通知を送付するか否かの判断を行うにあたっては、当該時点の当社の事業環境や財政状態及び経営成績等を考慮して総合的に判断いたします。

（＊２）気象庁が発表する「地震・火山月報（防災編）」は地震が発生した翌月の20日頃に刊行されるため、期限前弁済請求事由に該当することの確定までに相応の期間が必要となります。当該期間、株式の希釈化が決定される可能性を含みながら当社株式を保有される株主の皆様の懸念払拭のため、投資家ローン債権者に期限前弁済請求の必要性がなく当社としても新株予約権の行使を促す必要性がないと判断した場合にはその旨を速やかに適時開示等で

お知らせすることといたします。

（＊3） 当社といたしましては、「1. 本資金調達の目的及び理由 （1）本資金調達の背景」に記載のとおり本資金調達の主たる目的は地震等災害発生時における手元流動性の確保であり、「5. 発行条件 （2）発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり本新株予約権の発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断していることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第80号に規定された買収防衛策には該当しないものと考えております。なお、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第80号に規定された買収防衛策とは、「上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。」旨規定されております。

【トリガーとして設定された地震の震源領域・規模及び設定理由】

当社は、当社の事業及び業績に大きな影響が発生し、当社の信用力が著しく悪化してしまう可能性がある巨大地震として下記の図中の赤枠内の領域において関東大震災クラスのマグニチュード 7.9 以上の巨大地震が発生した場合を投資家ローン債権者の期限前弁済請求に関連する条件として投資家ローン債権者との協議の上設定いたしました。

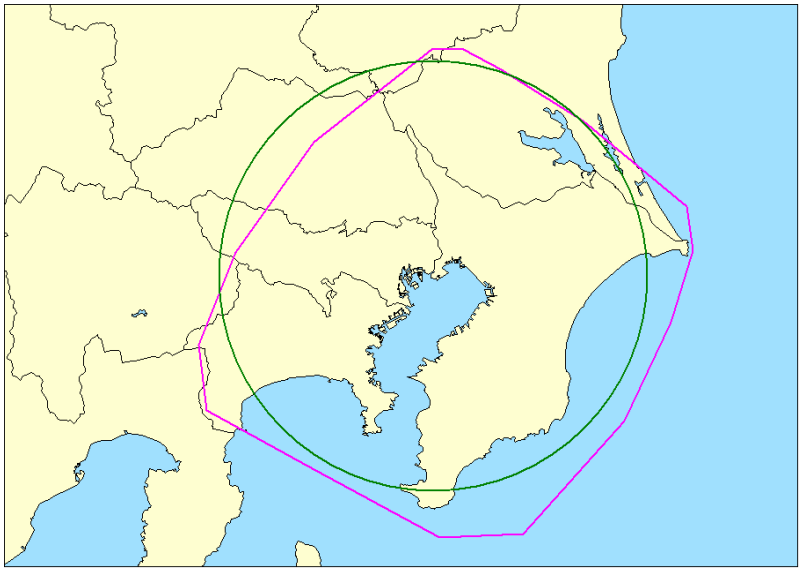

当該領域は南関東直下型地震の想定震源域や人口密集度等を勘案して設定しておりますが、舞浜から半径75km の範囲（緑線）と大部分が重複しおります。また、当該範囲には、大正12 年に発生した関東大震災の震源も含まれております。なお、当該範囲については、その範囲において関東大震災（M7.9）クラスの地震が発生する確率に関して、専門機関である応用アール・エム・エス株式会社に評価を依頼したところ、今後 5 年間で1％程度であるとの評価結果であります。

当該領域において M7.9 以上の巨大地震が発生した場合においては、当社の設備に対する影響は軽微であると想定しておりますが、交通インフラ等への影響や消費マインドの冷え込みは甚大なものとなる可能性があると想定しております。なお、津波に対しては、適切な対応により、安全であると考えております。かかる状況下においては、当社の業績への影響も軽微ではないものと考え、当該領域における M7.9 以上の地震の発生を本資金調達における劣後ローン債権者及び投資家ローン債権者の期限前弁済請求に関連する条件として設定いたしました。

<本資金調達方法を選択することとした理由>

上述のような特徴を有したスキーム・商品による資金調達を行う理由は下記のとおりです。

① 本資金調達の目的は、地震等災害が発生した場合における運転資金と設備復旧資金の確保であるところ、超長期性のかかる資金の確保が可能な方法であること

② 劣後特約が付され、一般債務の契約期間よりも超長期とすることで、一般債務の調達余力へ影響を低減することが可能であり、今後の設備投資や成長への投資のための調達余力への影響を限定化できること

③ 巨大地震等の期限前弁済請求事由が発生し、投資家ローン債権者が投資家ローン債権の期限前弁済請求を行い、ひいては割当予定先から当社が劣後ローン債権の期限前弁済請求を求められた場合においても、当社は当該請求に対して現金による弁済を必ずしも行う必要がなく、現金以外の資産による弁済により

債務を消滅させることが可能となっている。現金以外の資産による弁済として、その他資産のほか、今回発行する本新株予約権が行使される可能性もあるため、返済原資の選択については、内外環境を踏まえた慎重な当社の経営判断によるものの、投資家ローン債権者が期限前弁済請求を行うという状況下においても、現金以外の資産による弁済を行うことにより、リスク顕在時の必要運転資金及び設備復旧資金の継続的な確保が可能となること

④ 本新株予約権は投資家ローン債権者の回収手段の多様化を図るとの側面を持つものの、本新株予約権の行使に際して出資される財産は劣後ローン債権の元本債権に限定されており、本新株予約権の行使により劣後ローン債権に係る負債が消滅し資本に振り替えられるため、本新株予約権が行使された場合には財務基盤の強化が図れること

⑤ 本新株予約権の行使価額についてディスカウントの設定は行っておらず、ディスカウントを付している場合に比べて本新株予約権の行使によって交付される株式数は抑制されており、希釈化の程度が限定されていること

⑥ 当社が劣後ローン債権の一部または全部を返済した場合は、当該返済した金額に対応して算出される一定数の本新株予約権の行使はできなくなるため、希釈化の可能性が減少あるいはなくなること

⑦ 当社普通株式の新規発行及び自己株式処分は、本資金調達と同様に超長期資金の調達が一時に可能となりますが、同時に一株当たり利益の希釈化も引き起こされるため、今回の資金調達の目的に鑑み、本資金調達のような株式の希釈化の可能性が抑制された方法が望ましいと考えられること

⑧ 普通社債の発行やコミットメントラインを含む銀行からの借入による資金調達では、株主の皆様への希釈化は生じないものの、調達年限が限られたものとなり、本資金調達による資金の使途や目的に照らして不十分であると考えられること

本新株予約権の行使価額は巨大地震等の期限前弁済請求事由の発生時期に従って決定されるため、期限前弁済請求事由が複数回発生する場合を想定すると、6ヶ月に1度以上の行使価額の修正が行われる可能性があり日本証券業協会第三者割当増資等の取扱いに関する規則第2条第2項及び有価証券上場規程第 410 条第1項に定められた「MSCB等」に該当いたします。本新株予約権の発行によるメリット及びデメリットは下記のとおりです。

メリット

① 通常の行使価額修正条項付新株予約権とは異なり、本新株予約権の行使に際して出資される財産を劣後ローン債権に限定する一方で、本新株予約権の発行と同時に劣後ローン契約により定額の資金調達を行うため、本新株予約権と劣後ローン債権の組み合わせによる資金調達額に変動がないこと

② 本新株予約権の行使価額には下限行使価額が設けられており、本新株予約権の行使により交付される最大の株式数が予め決定していること

③ 本新株予約権の行使及び行使価額の修正頻度は、別紙「株式会社オリエンタルランド第1回新株予約権発行要項」第 12 項第2号(1)及び(2)に記載された事由の発生確率に依存しており、株主の皆様への希釈化による影響は通常の行使価額修正条項付の新株予約権に比べて限定化されていること

デメリット

① 本新株予約権が全て行使された場合、最大で 11,111,111 株の当社普通株式が交付され、株式の希釈化が生じ株価の下押し圧力が生じる可能性があること

② 本新株予約権が行使され投資家ローン債権者に対して当社普通株式が交付された場合において、交付された当社普通株式の保有方針について当社と投資家ローン債権者との間には一切の取り決めがないため、投資家ローン債権者が交付された株式を市場で売却する場合には、需給の観点から株価の下落要因となる可能性があること

③ 行使価額の修正条項により、行使の完了まで行使により交付される株式数が確定せず、長期間にわたり潜在株式が発生し続けること

2. 募集の概要

＜本新株予約権の概要＞

（1）	発行期日	平成 23 年9月 29 日
（2）	新株予約権の総数	50 個
（3）	発行価額	0 円
（4）	当該発行による潜在株式数	仮に下限行使価額によって行使が行われた場合の最大潜在株式数 11,111,111 株
（5）	資金調達の額	0 円
（6）	行使価額	当初行使価額 7,650 円 （下限行使価額 4,500 円） 本新株予約権行使に際しての行使価額は、期限前弁済事由の種類に関連させ本新株予約権の発行要項上規定された日付の株式時価（終値）で決定される
（7）	募集または割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により全新株予約権を合同会社 RM サービスに割当てる
（8）	その他	当社は、合同会社 RM サービスとの間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生を条件として、新株予約権の割当契約を平成 23 年9月 27 日に締結する予定です 本新株予約権の詳細は別紙「株式会社オリエンタルランド第1回新株予約権発行要項」をご覧下さい

＜劣後ローン契約の概要＞

（1）	実行日	平成 23 年9月 29 日
（2）	ローン契約締結日	平成 23 年9月 27 日
（3）	劣後ローン契約による当社の資金調達の額	50,000,000,000 円
（4）	満期日	平成 83 年9月 29 日
（5）	適用利率	① 平成 23 年9月 29 日から平成 28 年9月 28 日まで 3 ヶ月日本円LIBOR＋0.75% ② 平成 28 年9月 29 日以降 3 ヶ月日本円LIBOR＋1.75%
（6）	担保提供	無担保・無保証
（7）	弁済順位	破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算またはこれらに準ずる手続（外国法に基づくものを含む）が行われる場合、実質的に同一の劣後特約が付された債権以外の全ての一般債権に対して劣後する。
（8）	期限前弁済条項の概要	1. ①平成 28 年 9 月 29 日が到来した場合、②組織再編事由が発生した場合、③法令変更等により割当予定先の劣後ローン債権の貸付費用が著しく増加し割当予定先より請求を受けた場合において、当社の選択によって劣後ローン債権の任意期限前弁済が可能である。 2. (1) 投資家ローン債権者より投資家ローン債権の元本の全部または一部の期限前弁済の請求を割当予定先が受けた場合、割当予定先は、当社に対し、期限前弁済請求を受けた投資家ローン債権の金額と同額について劣後ローン債権の期限前弁済請求を行うこととなり、当社は、かかる額の劣後ローン債権について期限前弁済する義務を負う。かかる期限前弁済については、当社は、金銭による弁済の他に、下記(2)または(3)の方法により弁済することができる。 (2) 当社、割当予定先及び投資家ローン債権者が協議の上、期限前弁済日の4営業日前の日までに合意した場合には、当社は、合意した種類及び数量の金銭以外の資産により上記(1)に基づく期限前弁済を行うこと

	ができる。 (3) また、当社は、期限前弁済日の 4 営業日前の日までに割当予定先に対して本新株予約権の行使制限解除等を連絡する通知をすることにより、上記(1)に基づく期限前弁済について、期限前弁済すべき投資家ローン債権の元本金額と同額の劣後ローン債権及びかかる額に対応して決定される一定数の本新株予約権を一括で投資家ローン債権への代物弁済として投資家ローン債権者に対して交付させることができる。当該代物弁済を受けた投資家ローン債権者は本新株予約権を行使し、その払込の履行として劣後ローン債権を当社に交付することとなり、これにより、上記(1)に基づき期限前弁済請求を受けた劣後ローン債権は消滅する。

＜投資家ローン契約の概要＞

（1）	実行日	平成 23 年9月 29 日
（2）	ローン契約締結日	平成 23 年9月 27 日
（3）	投資家ローン契約による割当予定先の資金調達の額	50,000,000,000 円
（4）	満期日	平成 83 年9月 29 日
（5）	適用利率	① 平成 23 年9月 29 日から平成 28 年9月 28 日まで 3 ヶ月日本円LIBOR＋0.75% ② 平成 28 年9月 29 日以降 3 ヶ月日本円LIBOR＋1.75%
（6）	担保提供	無担保・無保証
（7）	弁済順位	一般債権と同順位（＊）
（8）	期限前弁済条項の概要	1. 上記「劣後ローン契約の概要」欄(8)1.に基づき劣後ローン債権が期限前弁済された場合には、同額について、投資家ローン債権も期限前弁済される。 2. イベント対象地震が発生した場合において、当社が期限前弁済請求可能通知を割当予定先に行った場合には、投資家ローン債権者は、投資家ローン債権の期限前弁済請求を行うことができる。その場合、割当予定先は、期限前弁済すべき投資家ローン債権の元本金額と同額の劣後ローン債権及びかかる金額に対応して決定される一定数の本件新株予約権を一括で投資家ローン債権への代物弁済として投資家ローン債権者に対して交付する。当該代物弁済を受けた投資家ローン債権者は本新株予約権を行使し、その払込の履行として劣後ローン債権を当社に交付することとなる。 3. 別紙「株式会社オリエンタルランド第1回新株予約権発行要項」第 12 項第2号(1)記載の事由が発生した場合、または同号(2) 記載の事由が発生し債権残高ベースで過半数の投資家ローン債権者が当該事由が信用事由（概要、投資家ローン債権の弁済に重大な悪影響を及ぼす事由をいう。以下同じ。）に該当すると判断した場合、投資家ローン債権者は、投資家ローン債権の期限前弁済請求を行うことができる。かかる投資家ローン債権の期限前弁済請求を割当予定先が受けた場合、割当予定先は以下の方法によりかかる期限前弁済を行う。 (1) かかる期限前弁済に対応して割当予定先が行った劣後ローン債権の期限前弁済請求について、割当予定先が当社より金銭または金銭以外の資産により弁済を受けた場合、対応して、金銭または金銭以外の

	資産により投資家ローン債権の期限前弁済を行う。 (2) かかる期限前弁済に対応して割当予定先が行った劣後ローン債権の期限前弁済請求について、当社が、上記「劣後ローン契約の概要」欄(8)2.(3)に基づく方法を選択した場合、割当予定先は、投資家ローン債権者に対して、期限前弁済すべき額相当額の劣後ローン債権及びかかる額に対応して決定される一定数の本新株予約権を一括で投資家ローン債権の代物弁済として交付し、代物弁済を受けた投資家ローン債権者は、代物弁済を受けた本新株予約権を行使し、その払込の履行として劣後ローン債権を当社に交付する。

(＊)なお、投資家ローン債権自体は一般債権と同順位で弁済される債権であるが、投資家ローン債権の債務者は当社ではなく割当予定先であり、当社は投資家ローン債権を弁済する義務を負っていない。当社が負っているのはあくまで劣後ローン債権を弁済する義務であり、当社は、上記「劣後ローン契約の概要 (7)弁済順位」に規定されたところに従って劣後ローン債権を弁済すればよく、かつ、割当予定先は、当社より返済を受けた劣後ローン債権の貸付金を原資として投資家ローン債権を返済することとなることから、本資金調達は当社連結として劣後性を有する資金調達である。投資家ローン債権者からみれば、割当予定先による投資家ローン債権の返済原資は、劣後性を有する劣後ローン債権の回収金ということになり、投資家ローン債権に基づく貸付は、実質的には劣後性を有する貸付である。

3. 本新株予約権により調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取金概算額
― 円	― 円	― 円

※ 本新株予約権の発行価額の総額は 0 円であり、本新株予約権の発行に際して払込みを必要とする金銭はございません。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭ではなく劣後ローン債権(金銭債権)に限定されているため、当該出資に伴う手取金はございません。

※ 当社は本新株予約権と実質的に一体であり本新株予約権の行使に際して出資される財産となる劣後ローン債権により総額 50,000,000,000 円の資金調達を行う予定であります。

※ 上記のとおり、手取金はございませんが、本資金調達の発行諸費用として、1,265 百万円を見込んでおり、その内訳は、商品組成等に係るフィナンシャル・アドバイザリー・フィー1,225 百万円、リーガル・アドバイザリー・フィー25 百万円、価値算定費用 10 百万円、その他司法書士費用等 5 百万円です。なお当該発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行価額の総額は 0 円であり、本新株予約権の発行に際して払込みを必要とする金銭はございません。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭ではなく劣後ローン債権(金銭債権)に限定されているため、当該出資に伴う手取金はございません。一方、当社は本新株予約権と実質的に一体であり、本新株予約権の行使に際して出資される財産となる劣後ローン債権により総額 50,000,000,000 円の資金調達を行う予定です。劣後ローン債権により調達した資金の手取金は、地震等災害発生時の運転資金及び設備復旧資金として使用いたします。

※ 劣後ローン債権により調達した資金は、地震等災害発生時まで現預金による保有または国債等換金性の高い資産にて運用いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社が有する地震等災害リスクへの対応は当社の重要な経営課題の一つであり、当該課題への対応を通して、当社企業価値を安定化させることは当社の株主の皆様に対する責務の一つであると考えております。「1. 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は当社の有する地震等災害リスク対応としては、手元流動性の確保が有効な方策であるとの認識を有しており、本資金調達により調達する資金を上記記載のとおり平時には流動資産として

保有し、地震等災害発生時に迅速に活用することには当社の株主の皆様にとっても合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権には、平成 23 年9月 29 日から平成 83 年9月 29 日までの期間について一定の事由が生じた場合を除き、本新株予約権を行使できない旨の制限が付されていること及びその他本新株予約権と劣後ローン債権の一体性等を考慮して、独立した第三者機関であるトラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合に本新株予約権付ローンの価値算定を依頼した上で、本新株予約権付ローンの価値算定書を受領いたしました。トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合は、応用アール・エム・エス株式会社により提供された地震発生確率データ及び一定の前提(新株予約権の条件、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジット・スプレッド等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項格子モデルを用いて本新株予約権付ローンの理論的価値を算定しております。当社では、本新株予約権と劣後ローン債権及び投資家ローン債権は一体不可分であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である劣後ローン債権が密接に関連することから、劣後ローン債権に対して当社が支払うべき利息、本新株予約権の行使に際して出資される劣後ローン債権の金額その他の劣後ローン契約の諸条件により当社が得ることのできる経済的価値を総合的に検討した結果、上記価値算定書において、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認しており、本新株予約権及び劣後ローン債権を一体として評価した本新株予約権付ローンの理論価値は 49,875,0000,000 円であり、劣後ローン債権の払込金額の 50,000,000,000 円と概ね見合っていることから、①本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと、②劣後ローン債権及び投資家ローン債権の払込金額が、それぞれ割当予定先及び投資家ローン債権者に対して特に有利でないと判断いたしました。

また、発行決議に際しまして、当社監査役全員より本新株予約権と劣後ローン債権及び投資家ローン債権は一体不可分であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である劣後ローン債権が密接に関連してるため、劣後ローン契約の諸条件を総合的に勘案して、外部専門家より取得している上記価値算定書における、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認しており、本新株予約権及び劣後ローン債権を一体として評価した本新株予約権付ローンの理論価値が 49,875,0000,000 円であり、劣後ローン債権の払込金額の 50,000,000,000 円と概ね見合っていることから、①本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと、②劣後ローン債権及び投資家ローン債権の払込金額が、それぞれ割当予定先及び投資家ローン債権者に対して特に有利でない旨の意見を得ております。

(2)発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本資金調達に際して発行される本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、現時点において新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は確定しておりません。本新株予約権の行使価額は期限前弁済事由の種類に関連して本新株予約権の発行要項上規定された日付における当社普通株式時価(終値)を基に算定される額となりますが、希釈化の規模を限定させるため、4,500 円(以下、「下限行使価額」といいます。)を下回る行使価額にて新株予約権の行使がなされることがない設計としております。仮に、下限行使価額で本新株予約権が全て行使された場合、平成 23 年3月 31 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 90,922,540 株及び総議決権数 833,810 個に対する行使による潜在株式数 11,111,111 株及び潜在議決権数 111,111 個の比率は、それぞれ 12.22%、13.33%となります。

したがって、上記のとおり、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合には株式の希釈化が生じることとなりますが、下記のとおり、当社株主の皆様にとって本新株予約権の発行数量及び株式の希釈化の規模は合理的な水準にあるものと判断しております。

① 「1. 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達は当社の有する地震等災害リスクに対応したファイナンスであり、当社の企業価値の安定化に資するものであること

② 本新株予約権には「本新株予約権について」に記載のとおり、行使制限条項が付されており、新株予約権が行使され当社の普通株式が交付される機会は限定的であること

③ 当社は株主還元の一環として自己株式の取得を進めていることから相応の自己株式を保有しており(平成 23

年3月 31 日現在において、発行済株式数の 8.26%にあたる 7,506,574 株)、仮に新株予約権が行使されることとなったとしても、当該自己株式を交付することをもって新株の発行を限定化し発行済株式数の増加を抑制するという対応も可能であると現時点においては見込まれること

④ 本新株予約権が行使される場合においては当社の信用にかかわる重要な事由が発生している状況に限定されているため、そのような状況下において行使が行われることは、財務基盤を強化することを通じた安定的な経営基盤の維持・確保につながり、ひいてはかかる状況下においては当社株主の皆様にとっての利益にも資すること

6. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(1)	名称	合同会社 RM サービス
(2)	所在地	千葉県浦安市舞浜 1 番地 1
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員　株式会社オリエンタルランド 職務執行者　高橋　渉
(4)	事業内容	平成 23 年9月 27 日付金銭消費貸借契約書の締結及び履行ならびにそれに基づく取引
(5)	資本金	200 万円
(6)	設立年月日	平成 23 年9月6日
(7)	決算期	3月 31 日
(8)	社員及び持分比率	株式会社オリエンタルランド　100%
(9)	当社との関係	
	資本関係	当社は当該会社の持分の 100%を有しております
	人的関係	当社は当該会社の代表社員であり、職務執行者は当社の執行役員を兼務しております
	取引関係	当該会社は本資金調達の実行のために設立されました。当社は劣後ローン契約により、当該会社より 50,000,000,000 円を借り入れる予定です
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の子会社に該当いたします

<投資家ローン債権者の概要>

①株式会社みずほコーポレート銀行

(1)	名称	株式会社みずほコーポレート銀行
(2)	投資家ローン契約における払込予定金額	200 億円
(3)	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
(4)	代表者の役職・氏名	取締役頭取　佐藤 康博
(5)	事業内容	銀行業
(6)	資本金	1,404,065 百万円
(7)	設立年月日	平成 14 年 4 月 1 日
(8)	発行済株式数	普通株式 16,151 千株 第二回第四種優先株式 64 千株 第八回第八種優先株式 85 千株 第十一回第十三種優先株式 3,609 千株
(9)	決算期	3 月 31 日
(10)	従業員数	18,574 人
(11)	主要取引先	一般顧客(個人及び事業法人)

（12）	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ	100.00%
（13）	当事会社間の関係		
	資本関係	当社が保有している株式会社みずほコーポレート銀行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式数 4,175 千株 株式会社みずほコーポレート銀行が保有している当社の株式数 208 千株	
	人的関係	該当事項はございません	
	取引関係	預金・借入等の銀行取引	
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません	

（14） 最近３年間の経常成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	平成 21 年３月期	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期
連結純資産	2,825,997	4,235,205	4,689,334
連結総資産	87,862,549	90,338,181	92,950,239
１株当たり連結純資産（円）	42,171.09	231,007.37	198,228.31
連結経常収益	2,036,557	1,429,520	1,393,988
連結経常利益	△187,268	240,218	378,203
連結当期純利益	△269,825	223,933	266,490
１株当たり連結当期純利益（円）	△36,989.58	29,752.39	35,503.79
１株当たり配当金（円）	普通株式 － 第二回第四種 優先株式 － 第八回第八種 優先株式 － 第十一回第十三種 優先株式 －	普通株式 － 第二回第四種 優先株式 42,000 第八回第八種 優先株式 47,600 第十一回第十三種 優先株式 －	普通株式 － 第二回第四種 優先株式 42,000 第八回第八種 優先株式 47,600 第十一回第十三種 優先株式 16,000

②中央三井信託銀行株式会社

（1）	名称	中央三井信託銀行株式会社
（2）	投資家ローン契約における払込予定金額	100 億円
（3）	所在地	東京都港区芝三丁目33番1号
（4）	代表者の役職・氏名	取締役社長　奥野 順
（5）	事業内容	銀行業
（6）	資本金	399,697 百万円
（7）	設立年月日	昭和 37 年５月 10 日
（8）	発行済株式数	2,595,958 千株
（9）	決算期	３月 31 日
（10）	従業員数	7,938 人
（11）	主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）

（12）	大株主及び持株比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	100.00%
（13）	当事会社間の関係		
	資本関係	当社が保有している中央三井信託銀行株式会社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の株式数 5,828 千株 中央三井信託銀行株式会社が保有している当社の株式数 832 千株	
	人的関係	該当事項はございません	
	取引関係	預金・借入等の銀行取引	
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません	

（14） 最近３年間の経常成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連結純資産	546,824	713,366	723,564
連結総資産	14,887,017	14,786,655	14,027,112
1 株当たり連結純資産（円）	107.31	273.74	277.47
連結経常収益	363,462	321,395	306,354
連結経常利益	△134,554	71,388	73,345
連結当期純利益	△95,446	47,527	49,900
1 株当たり連結当期純利益（円）	△60.87	20.73	19.22
1 株当たり配当金（円）	-	3.66	3.09

③株式会社千葉銀行

（1）	名称	株式会社千葉銀行	
（2）	投資家ローン契約における払込予定金額	100 億円	
（3）	所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	
（4）	代表者の役職・氏名	取締役頭取　佐久間 英利	
（5）	事業内容	銀行業	
（6）	資本金	145,069 百万円	
（7）	設立年月日	昭和 18 年 3 月 31 日	
（8）	発行済株式数	895,521 千株	
（9）	決算期	3 月 31 日	
（10）	従業員数	4,490 人	
（11）	主要取引先	一般顧客（個人及び事業法人）	
（12）	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.60%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.35%
		株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3.94%
		日本興亜損害保険株式会社	3.33%
		日本生命保険相互会社	3.25%
（13）	当事会社間の関係		
	資本関係	当社が保有している株式会社千葉銀行の株式数 929 千株 株式会社千葉銀行が保有している当社の株式数 210 千株	
	人的関係	該当事項はございません	
	取引関係	預金・借入等の銀行取引	
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません	

（14） 最近３年間の経常成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結純資産	537,671	605,598	625,990
連結総資産	10,062,926	10,261,464	10,552,989
1株当たり連結純資産(円)	587.51	662.90	692.74
連結経常収益	257,019	234,355	223,649
連結経常利益	9,399	56,870	65,340
連結当期純利益	12,392	37,579	40,611
1株当たり連結当期純利益(円)	13.86	42.04	45.65
1株当たり配当金(円)	11	11	11

④みずほ信託銀行株式会社

(1)	名称	みずほ信託銀行株式会社	
(2)	投資家ローン契約における払込予定金額	100億円	
(3)	所在地	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	
(4)	代表者の役職・氏名	取締役社長 野中 隆史	
(5)	事業内容	銀行業	
(6)	資本金	247,303百万円	
(7)	設立年月日	大正14年5月9日	
(8)	発行済株式数	普通株式 5,026,216千株 第一回第一種優先株式 155,717千株 第二回第三種優先株式 800,000千株	
(9)	決算期	3月31日	
(10)	従業員数	4,752人	
(11)	主要取引先	一般顧客(個人及び事業法人)	
(12)	大株主及び持株比率(*)	株式会社みずほフィナンシャルグループ	74.49%
		明治安田生命保険相互会社	0.83%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.69%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.57%
		SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT – TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	0.23%
(13)	当事会社間の関係		
	資本関係	当社が保有しているみずほ信託銀行株式会社の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式数4,175千株 みずほ信託銀行株式会社が保有している当社の株式数10千株	
	人的関係	該当事項はございません	
	取引関係	預金・借入等の銀行取引	
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません	

(14) 最近3年間の経常成績及び財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結純資産	253,531	313,273	329,490
連結総資産	6,419,399	5,916,203	6,356,199
1株当たり連結純資産(円)	10.81	22.63	25.36
連結経常収益	229,578	213,386	201,307
連結経常利益	△11,952	20,996	28,698

連結当期純利益	△30,016	14,881	24,607
1株当たり連結当期純利益(円)	△5.97	2.96	4.45
1株当たり配当金(円)	普通株式 － 第一回第一種優先株式 － 第二回第三種優先株式 －	普通株式 － 第一回第一種優先株式 － 第二回第三種優先株式 －	普通株式 1.00 第一回第一種優先株式 6.50 第二回第三種優先株式 1.50

(＊) 本欄は平成 23 年3月 31 日現在の大株主及び持株比率を記載しておりますが、みずほ信託銀行株式会社は、平成 23 年9月 1 日を効力発生日として株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社となっております。なお、当該比率は、普通株式と優先株式を合算した持株比率です。

割当予定先、当該割当予定先の職務執行者、投資家ローン債権者、当該投資家ローン債権者の役員及び主要株主ならびに関係会社が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2)割当予定先を選定した理由

超長期間にわたり、投資家ローン債権者が新株予約権という時価評価資産を保有することを回避するため、当社の連結子会社である割当予定先を当社と投資家ローン債権者との間に介するという本資金調達上の仕組みを選択いたしました。

また、過去に類似した商品がなく、当社固有のリスク属性に適合したファイナンス手法である本資金調達による調達額を確実に確保するとの観点から、当社と長年の取引関係があり、当社の経営状況及び先般採用していた前述の地震リスク対応型コミットメントラインの提供者であり当社の有する地震等災害リスクについてご理解を頂いている金融機関を最終資金拠出者とすることを決定いたしました。

本資金調達は、日本証券業協会会員であるみずほ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置

劣後ローン契約及び投資家ローン契約の双方において契約内容の中に劣後ローン債権及び投資家ローン債権の譲渡の際には当社または割当予定先(ひいては当社)の承認を要するものとの譲渡制限条項が定められており、当社の意思に反してローン債権が譲渡されることは想定しておりません(ただし、投資家ローン債権については、かかる承諾を合理的な理由なく拒むことができないものとされております)が、本資金調達の設計上、①投資家ローン債権者が投資家ローン債権の期限前弁済請求を行い、ひいては、当社が劣後ローン債権の期限前弁済請求を求められた場合において、当該期限前弁済請求に対し現金またはその他資産による弁済を実施しないという意思決定を当社が行った際、または②巨大地震が発生し、当社より割当予定先経由で投資家ローン債権者に対して期限前弁済請求可能通知を交付し、投資家が投資家ローン債権の期限前弁済請求を行った際には、割当予定先は本新株予約権付ローンを投資家ローン債権者に対して代物弁済する(譲渡する)こととなります。その場合においては、当該投資家ローン債権は消滅し、同時に劣後ローン債権とともに代物弁済された本新株予約権が即座に行使され、本新株予約権の行使の払込として劣後ローン債権が当社に交付され、当該劣後ローン債権が消滅することとなります。なお、本新株予約権が行使され投資家ローン債権者に対して当社株式が交付された場合においても、投資家ローン債権者は交付された当社株式を保有し続ける義務はなく、また、交付された株式の保有方針について当社と投資家ローン債権者との間には一切の取り決めはございません。

当社は、割当予定先である合同会社 RM サービスとの間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の新株予約権割当契約において、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第1項、同規程施行規則第 436 条第1項乃至第5項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の規定に基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の割当日時点における当社上場株券等の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使を割当予定先に行わせない旨につき、合意する予定です。また、本新株予約権が譲渡された場合においても、あらかじめ譲渡先との間で上記と同様の内容について約するものとする予定です。さらに、本資金調達の仕組み上、割当予定先が本新株予約権を投資家ローン債権者に対して代物弁済することが想定されますが、本新株予約権の割当契約の締結に先立ち、投資家ローン債権者から上記の制約に服する旨の合意書を取得する予定です。

(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の発行価額の総額は 0 円であり、本新株予約権の発行に際して払込みを必要とする金銭はございません。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭ではなく劣後ローン債権に限定されております。当該出資財産である劣後ローン債権の割当予定先による払込み代金は、割当予定先が投資家ローン債権者との間で締結する投資家ローン契約による調達資金を原資とします。

当社は割当予定先と投資家ローン債権者との間で締結する予定の金銭消費貸借契約において各投資家ローン債権者が当該契約に基づき、投資家ローン契約における貸付義務を始めとする各種義務を負担することを確認しており、従って、払込期日において割当予定先が劣後ローン契約における払込みに要する財産を保有する見込みであることを確認しております。また、投資家ローン債権者の払込みに関しては、投資家ローン債権者の平成 23 年3月期の財務諸表を確認した結果、払込みに十分な現預金を保有していることから、本件の払込みに関して確実性があると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成 23 年3月 31 日現在)		募 集 後	
京成電鉄株式会社	19.97%	京成電鉄株式会社	17.80%
三井不動産株式会社	8.46%	三井不動産株式会社	7.54%
千葉県	3.63%	株式会社みずほコーポレート銀行	4.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.18%	千葉県	3.23%
第一生命保険株式会社	1.80%	中央三井信託銀行株式会社	2.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.65%	株式会社千葉銀行	2.38%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほコーポレート銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1.63%	みずほ信託銀行株式会社	2.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1.21%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.94%
日本生命保険相互会社	1.01%	第一生命保険株式会社	1.61%
中央三井信託銀行株式会社	0.92%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.47%

所有株式数及び持株比率につきましては、平成 23 年3月 31 日付の株主名簿に本新株予約権の行使に係る発行済株式総数の増加を加算し、計算の基礎としております。上表においては、本新株予約権の行使に際して、投資家ローン債権者が、保有することとなり得る劣後ローン債権の全てを出資した場合において交付される当社普通株式数及び議決権の変動を記載しております。なお、割当後の所有株式数及び持株比率の算出にあたっては、本新株予約権が下限行使価額 4,500 円により行使された場合において交付される普通株式数を採用して算出しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による、業績への影響は軽微なものであり、今後発表する平成 24 年3月期の業績予想への影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達に付随する第三者割当による本新株予約権の発行は、①潜在株式数の増加数が本日現在における当社の発行済株式総数にかかる議決権総数の 25%未満となっていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東証の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近3年間の業績(連結)

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連結売上高	389,242 百万円	371,414 百万円	356,180 百万円
連結営業利益	40,096 百万円	41,924 百万円	53,664 百万円
連結経常利益	38,824 百万円	40,758 百万円	52,887 百万円
連結当期純利益	18,089 百万円	25,427 百万円	22,907 百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	196.84 円	280.17 円	265.26 円
1株当たり配当金(円)	70 円	100 円	100 円
1株当たり連結純資産(円)	4,109.59 円	4,240.59 円	4,288.99 円

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 23 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	90,922,540 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
始値	5,860 円	6,290 円	6,500 円
高値	7,500 円	6,590 円	8,320 円
安値	5,840 円	5,960 円	6,000 円
終値	6,280 円	6,520 円	6,610 円

② 最近6か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始値	8,190 円	6,640 円	6,850 円	6,890 円	6,850 円	7,210 円
高値	8,320 円	7,010 円	7,120 円	6,890 円	7,430 円	7,870 円
安値	6,000 円	6,210 円	6,790 円	6,530 円	6,830 円	6,900 円
終値	6,610 円	6,860 円	6,900 円	6,820 円	7,220 円	7,580 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成 23 年9月5日
始　値	7,580 円
高　値	7,650 円
安　値	7,550 円
終　値	7,650 円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙参照

以 上

（別紙）

株式会社オリエンタルランド
第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社オリエンタルランド第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

3. 本新株予約権の申込期間
平成23年9月27日

4. 本新株予約権の割当日
平成23年9月29日

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、金10億円（以下「出資金額」という。）をその時有効な行使価額（第8項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者により行使された本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

6. 本新株予約権の総数
50個

7. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、合同会社RMサービス（以下「割当先」という。）及び当社の間の平成23年9月27日付金銭消費貸借契約（以下「劣後ローン契約」という。）に基づく貸金元本債権（以下「劣後ローン債権」という。）の全部又は一部とし、その価額は、本新株予約権1個につき、金10億円とする。本新株予約権の行使に際して出資された劣後ローン債権は、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ、混同により消滅する。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される劣後ローン債権の当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初7,650円とする。ただし、行使価額は第9項に定めるところに従い修正されることがある。

9. 行使価額の修正

平成 23 年 9 月 29 日以降、行使価額は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ次の各号に定める日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正される。ただし、修正後行使価額が金 4,500 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 10 項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(1) 第 12 項第(2)号①に掲げる事由が生じたことを理由として、行使制限解除通知（第 12 項第(2)号に定義する。）がなされた場合
当該事由が生じた日

(2) 第 12 項第(2)号②に掲げる事由が生じたことを理由として、行使制限解除通知がなされた場合
当該事由が生じた日の 15 営業日後の日

10. 下限行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「下限行使価額調整式」という。）により下限行使価額を調整する。

$$\text{調整後下限行使価額} = \text{調整前下限行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 下限行使価額調整式により下限行使価額の調整を行う場合及びその調整後下限行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後下限行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日又は払込期間の末日）の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は無償割当てを行う場合
調整後下限行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後下限行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして下限行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(3) ①　　下限行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

② 下限行使価額調整式で使用する時価は、調整後下限行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

③ 下限行使価額調整式で使用する調整前下限行使価額は、調整後下限行使価額を適用する日の前日において有効な下限行使価額とし、下限行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後下限行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、下限行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

④ 下限行使価額調整式により算出された調整後下限行使価額と調整前下限行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に下限行使価額の調整を必要とする事由が発生し下限行使価額を調整する場合は、下限行使価額調整式中の調整前下限行使価額に代えて、調整前下限行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために下限行使価額の調整を必要とする場合。

② 本号①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により下限行使価額の調整を必要とする場合。

③ 下限行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後下限行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 第9項又は本項第(1)号から第(4)号までの規定により行使価額の修正又は下限行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前行使価額又は調整前下限行使価額、修正後行使価額又は調整後下限行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11.　本新株予約権を行使することができる期間

平成23年9月29日から平成83年9月29日（以下「最終日」という。）の銀行営業時間の終了時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日を最終日とする。上記にかかわらず、第16項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（第16項に定めるところにより、第16項に定める承継新株予約権を交付する場合に限る。）は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

12.　本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 前項にかかわらず、行使期間において、次の①又は②に掲げる事由が生じ、かつ、当社が劣後ローン契約第 10 条第 3 項、第 10 条の 2 第 3 項又は第 18 条第 3 項に定めるところに従い各本新株予約権の新株予約権者に対して行使制限を解除する旨を書面で通知（以下「行使制限解除通知」という。）した場合において、当該事由が生じた日から 75 営業日後の日までの間に限り、各本新株予約権を行使することができるものとする。

① 次の(i)から(vii)までのいずれかの事由

(i) 当社又は割当先について、支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。

(ii) 当社又は割当先が、解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。

(iii) 当社又は割当先が、事業を廃止したとき。

(iv) 当社又は割当先が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(v) 支配権等変更事由が発生したとき。本(v)において、「支配権等変更事由」とは、(a)個人若しくは共同で行為する複数の者が当社の支配権を取得したとき、又は(b)当社に対する公開買付け開始公告（金融商品取引法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公告をいう。）がなされたときのいずれかをいう。また、本(v)において、「支配権」とは、当社の発行済株式に係る議決権の 50%超、又は当社の取締役の過半数についての選任若しくは解任に係る権限を、直接又は間接を問わず、及び株式の保有、議決権の保有、契約その他の形態を通してであるかを問わず、取得又は保有すること、並びに大量保有報告書（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される意味による。）又はその変更報告書に記載される当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される意味による。本定義において、以下同じ。）に係る株券等保有割合が 50%超となる数の株券等を取得することを意味し、「個人又は共同で行為する複数の者」とは、自然人又は法人その他の団体を含むが、当社の取締役又は当社の直接若しくは間接の完全子会社を含まない。

(vi) 組織再編事由が発生したとき。本(vi)において、「組織再編事由」とは、(a)当社の合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）に関する合併契約が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当該合併について当社の取締役会決議がなされた場合）、(b)当社の事業の全部若しくは実質的に全部の譲渡（劣後ローン契約、本新株予約権並びに当社と割当先との間で締結される本新株予約権の割当契約（本(vi)において、「本関連契約等」と総称する。）に基づく当社の義務を他の会社に移転又は承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当該事業の全部若しくは実質的に全部の譲渡について当社の取締役会決議がなされた場合）、(c)当社を分割会社とする新設分割若しくは吸収分割（本関連契約等に基づく当社の義務を他の会社に移転又は承継させる場合に限る。）に関する新設分割計画若しくは吸収分割契約が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当該新設分割若しくは吸収分割について当社の取締役会決議がなされた場合）、(d)当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることが当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換若しくは株式移転について当社の取締役会決議がなされた場合）その他の組織再編行為（本関連契約等に基づく当社の義務が他の者に移転又は承継されるものに限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当該行為について当社の取締役会決議がなさ

れた場合)。

(vii) 劣後ローン契約第18条第4項第5号に定める事由が生じたとき。

② 次の(i)から(x)までのいずれかの事由

(i) 劣後ローン契約上の債務か否かにかかわらず、当社が割当先に対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき。

(ii) 劣後ローン契約第14条各号の一つでも真実でないことが判明したとき。

(iii) 上記(i)及び(ii)を除き、当社の劣後ローン契約上の義務違反が発生し、かかる違反が5営業日以上にわたって解消しないとき。

(iv) 当社が発行する社債について期限の利益を喪失したとき。

(v) 当社が劣後ローン契約に基づく債務以外の債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき。

(vi) 割当先がその債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して割当先が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき。

(vii) 気象庁が公表する「地震・火山月報（防災編)」（当該資料が公刊されないこととなった場合における当該資料を承継する資料を含み、承継する資料が明らかではない場合又は承継する資料がない場合には、当社及び劣後ローン債権の貸付人が協議の上合理的に決定する資料とする。）において、マグニチュード7.9以上かつその震央が地震対象地域（下記(5)において定義する。）に属する地震が発生したことが確認されたとき。

(viii) 当社又は割当先について、特定調停の申立があったとき。

(ix) 当社の発行する普通株式について、株式会社東京証券取引所により整理銘柄指定がなされたとき又は上場廃止となったとき。

(x) 劣後ローン契約第18条第4項第6号乃至第8号に定めるいずれかの事由が生じたとき。

(3) 劣後ローン債権の全額が返済された場合、かかる劣後ローン債権の全額の返済がなされた日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。

(4) 劣後ローン契約に基づき当該契約に定める貸付実行日に劣後ローン契約に基づく貸付が実行されなかった場合、本新株予約権の行使はできないものとする。

(5) 地震対象地域とは、本号①に記載する各番号（以下「メッシュコード」という。）で特定される地域（以下、総称して「メッシュコード特定地域」という。）及び本号②において特定する各地域（以下、総称して「指定地域」という。）を総称したものをいう。

① メッシュコード特定地域

(i) 52386749、52386759、52386769、52386779、52386789、52386799

(ii) 52387709、52387719、52387729、52387739、52387749、52387759、52387769、52387779、52387789、52387799

(iii) 52391688、52391689、52391697、52391698、52391699

(iv) 52391761、52391762、52391763、52391764、52391765、52391766、52391767、52391768、52391769、52391770、52391771、52391772、52391773、52391774、52391775、52391776、52391777、52391778、52391779、52391780、52391781、52391782、52391783、52391784、52391785、52391786、52391787、52391788、52391789、52391790、52391791、52391792、52391793、52391794、52391795、52391796、52391797、52391798、52391799

(v) 52392549、52392558、52392559、52392566、52392567、52392568、52392569、52392575、52392576、52392577、52392578、52392579、

52392583、52392584、52392585、52392586、52392587、52392588、52392589、52392592、52392593、52392594、52392595、52392596、52392597、52392598、52392599

(vi) 52392605、52392606、52392607、52392608、52392609、52392614、52392615、52392616、52392617、52392618、52392619、52392622、52392623、52392624、52392625、52392626、52392627、52392628、52392629、52392631、52392632、52392633、52392634、52392635、52392636、52392637、52392638、52392639、52392640、52392641、52392642、52392643、52392644、52392645、52392646、52392647、52392648、52392649、52392650、52392651、52392652、52392653、52392654、52392655、52392656、52392657、52392658、52392659、52392660、52392661、52392662、52392663、52392664、52392665、52392666、52392667、52392668、52392669、52392670、52392671、52392672、52392673、52392674、52392675、52392676、52392677、52392678、52392679、52392680、52392681、52392682、52392683、52392684、52392685、52392686、52392687、52392688、52392689、52392690、52392691、52392692、52392693、52392694、52392695、52392696、52392697、52392698、52392699

(vii) 52393388、52393389、52393397、52393398、52393399

(viii) 52393419、52393427、52393428、52393429、52393436、52393437、52393438、52393439、52393444、52393445、52393446、52393447、52393448、52393449、52393453、52393454、52393455、52393456、52393457、52393458、52393459、52393461、52393462、52393463、52393464、52393465、52393466、52393467、52393468、52393469、52393470、52393471、52393472、52393473、52393474、52393475、52393476、52393477、52393478、52393479、52393480、52393481、52393482、52393483、52393484、52393485、52393486、52393487、52393488、52393489、52393490、52393491、52393492、52393493、52393494、52393495、52393496、52393497、52393498、52393499

(ix) 52394249、52394257、52394258、52394259、52394266、52394267、52394268、52394269、52394274、52394275、52394276、52394277、52394278、52394279、52394283、52394284、52394285、52394286、52394287、52394288、52394289、52394291、52394292、52394293、52394294、52394295、52394296、52394297、52394298、52394299

(x) 52394305、52394306、52394307、52394308、52394309、52394314、52394315、52394316、52394317、52394318、52394319、52394322、52394323、52394324、52394325、52394326、52394327、52394328、52394329、52394330、52394331、52394332、52394333、52394334、52394335、52394336、52394337、52394338、52394339、52394340、52394341、52394342、52394343、52394344、52394345、52394346、52394347、52394348、52394349、52394350、52394351、52394352、52394353、52394354、52394355、52394356、52394357、52394358、52394359、52394360、52394361、52394362、52394363、52394364、52394365、52394366、52394367、52394368、52394369、52394370、52394371、52394372、52394373、52394374、52394375、52394376、52394377、52394378、52394379、52394380、52394381、52394382、52394383、52394384、52394385、52394386、52394387、52394388、

52394389、52394390、52394391、52394392、52394393、52394394、52394395、52394396、52394397、52394398、52394399

(xi) 52395079、52395087、52395088、52395089、52395096、52395097、52395098、52395099

(xii) 52395118、52395119、52395127、52395128、52395129、52395135、52395136、52395137、52395138、52395139、52395144、52395145、52395146、52395147、52395148、52395149、52395152、52395153、52395154、52395155、52395156、52395157、52395158、52395159、52395160、52395161、52395162、52395163、52395164、52395165、52395166、52395167、52395168、52395169、52395170、52395171、52395172、52395173、52395174、52395175、52395176、52395177、52395178、52395179、52395180、52395181、52395182、52395183、52395184、52395185、52395186、52395187、52395188、52395189、52395190、52395191、52395192、52395193、52395194、52395195、52395196、52395197、52395198、52395199

(xiii) 52396004、52396005、52396006、52396007、52396008、52396009、52396013、52396014、52396015、52396016、52396017、52396018、52396019、52396021、52396022、52396023、52396024、52396025、52396026、52396027、52396028、52396029、52396030、52396031、52396032、52396033、52396034、52396035、52396036、52396037、52396038、52396039、52396040、52396041、52396042、52396043、52396044、52396045、52396046、52396047、52396048、52396049、52396050、52396051、52396052、52396053、52396054、52396055、52396056、52396057、52396058、52396059、52396060、52396061、52396062、52396063、52396064、52396065、52396066、52396067、52396068、52396069、52396070、52396071、52396072、52396073、52396074、52396075、52396076、52396077、52396078、52396079、52396080、52396081、52396082、52396083、52396084、52396085、52396086、52396087、52396088、52396089、52396090、52396091、52396092、52396093、52396094、52396095、52396096、52396097、52396098、52396099

(xiv) 52401060、52401061、52401070、52401071、52401072、52401073、52401074、52401075、52401076、52401077、52401078、52401079、52401080、52401081、52401082、52401083、52401084、52401085、52401086、52401087、52401088、52401089、52401090、52401091、52401092、52401093、52401094、52401095、52401096、52401097、52401098、52401099

(xv) 52401170、52401171、52401172、52401173、52401180、52401181、52401182、52401183、52401184、52401185、52401186、52401187、52401190、52401191、52401192、52401193、52401194、52401195、52401196、52401197、52401198

(xvi) 52402220、52402230、52402231、52402240、52402241、52402242、52402250、52402251、52402252、52402260、52402261、52402262、52402263、52402270、52402271、52402272、52402273、52402274、52402280、52402281、52402282、52402283、52402284、52402290、52402291、52402292、52402293、52402294、52402295

(xvii) 52403200、52403201、52403202、52403203、52403204、52403205、

52403206、52403210、52403211、52403212、52403213、52403214、
52403215、52403216、52403217、52403220、52403221、52403222、
52403223、52403224、52403225、52403226、52403227、52403230、
52403231、52403232、52403233、52403234、52403235、52403236、
52403237、52403238、52403240、52403241、52403242、52403243、
52403244、52403245、52403246、52403247、52403248、52403249、
52403250、52403251、52403252、52403253、52403254、52403255、
52403256、52403257、52403258、52403259、52403260、52403261、
52403262、52403263、52403264、52403265、52403266、52403267、
52403268、52403269、52403270、52403271、52403272、52403273、
52403274、52403275、52403276、52403277、52403278、52403279、
52403280、52403281、52403282、52403283、52403284、52403285、
52403286、52403287、52403288、52403289、52403290、52403291、
52403292、52403293、52403294、52403295、52403296、52403297、
52403298、52403299

(xviii) 52403350、52403360、52403370、52403371、52403380、52403381、
52403382、52403390、52403391、52403392

(xix) 52404300、52404301、52404302、52404303、52404310、52404311、
52404312、52404313、52404314、52404320、52404321、52404322、
52404323、52404324、52404325、52404330、52404331、52404332、
52404333、52404334、52404335、52404340、52404341、52404342、
52404343、52404344、52404345、52404346、52404350、52404351、
52404352、52404353、52404354、52404355、52404356、52404357、
52404360、52404361、52404362、52404363、52404364、52404365、
52404366、52404367、52404368、52404370、52404371、52404372、
52404373、52404374、52404375、52404376、52404377、52404378、
52404380、52404381、52404382、52404383、52404384、52404385、
52404386、52404387、52404388、52404389、52404390、52404391、
52404392、52404393、52404394、52404395、52404396、52404397、
52404398、52404399

(xx) 52404490

(xxi) 52405400、52405401、52405410、52405411、52405420、52405421、
52405422、52405430、52405431、52405432、52405433、52405440、
52405441、52405442、52405443、52405450、52405451、52405452、
52405453、52405454、52405460、52405461、52405462、52405463、
52405464、52405465、52405470、52405471、52405472、52405473、
52405474、52405475、52405476、52405480、52405481、52405482、
52405483、52405484、52405485、52405486、52405490、52405491、
52405492、52405493、52405494、52405495、52405496、52405497

(xxii) 52406400、52406401、52406402、52406403、52406404、52406405、
52406406、52406407、52406408、52406410、52406411、52406412、
52406413、52406414、52406415、52406416、52406417、52406418、
52406420、52406421、52406422、52406423、52406424、52406425、
52406426、52406427、52406428、52406430、52406431、52406432、
52406433、52406434、52406435、52406436、52406437、52406438、
52406439、52406440、52406441、52406442、52406443、52406444、
52406445、52406446、52406447、52406448、52406449、52406450、

52406451、52406452、52406453、52406454、52406455、52406456、52406457、52406458、52406459、52406460、52406461、52406462、52406463、52406464、52406465、52406466、52406467、52406468、52406469、52406470、52406471、52406472、52406473、52406474、52406475、52406476、52406477、52406478、52406479、52406480、52406481、52406482、52406483、52406484、52406485、52406486、52406487、52406488、52406489、52406490、52406491、52406492、52406493、52406494、52406495、52406496、52406497、52406498、52406499

(xxiii) 52406550、52406560、52406570、52406580、52406581、52406590、52406591

(xxiv) 52407500、52407501、52407502、52407510、52407511、52407512、52407520、52407521、52407522、52407530、52407531、52407532、52407533、52407540、52407541、52407542、52407543、52407550、52407551、52407552、52407553、52407554、52407560、52407561、52407562、52407563、52407564、52407570、52407571、52407572、52407573、52407574、52407580、52407581、52407582、52407583、52407584、52407585、52407590、52407591、52407592、52407593、52407594、52407595

(xxv) 53380709、53380719、53380728、53380729、53380738、53380739、53380748、53380749、53380758、53380759、53380768、53380769、53380778、53380779、53380788、53380789、53380798、53380799

(xxvi) 53381709、53381719、53381729、53381739

(xxvii) 53391000、53391001、53391002、53391003、53391004、53391005、53391006、53391007、53391008、53391009、53391010、53391011、53391012、53391013、53391014、53391015、53391016、53391017、53391018、53391019、53391020、53391021、53391022、53391023、53391024、53391025、53391026、53391027、53391028、53391029、53391030、53391031、53391032、53391033、53391034、53391035、53391036、53391037、53391038、53391039、53391040、53391041、53391042、53391043、53391044、53391045、53391046、53391047、53391048、53391049、53391050、53391051、53391052、53391053、53391054、53391055、53391056、53391057、53391058、53391059、53391060、53391061、53391062、53391063、53391064、53391065、53391066、53391067、53391068、53391069、53391071、53391072、53391073、53391074、53391075、53391076、53391077、53391078、53391079、53391081、53391082、53391083、53391084、53391085、53391086、53391087、53391088、53391089、53391091、53391092、53391093、53391094、53391095、53391096、53391097、53391098、53391099

(xxviii) 53392001、53392002、53392003、53392004、53392005、53392006、53392007、53392008、53392009、53392012、53392013、53392014、53392015、53392016、53392017、53392018、53392019、53392022、53392023、53392024、53392025、53392026、53392027、53392028、53392029、53392032、53392033、53392034、53392035、53392036、53392037、53392038、53392039、53392043、53392044、53392045、53392046、53392047、53392048、53392049、53392053、53392054、

53392055、53392056、53392057、53392058、53392059、53392063、53392064、53392065、53392066、53392067、53392068、53392069、53392074、53392075、53392076、53392077、53392078、53392079、53392084、53392085、53392086、53392087、53392088、53392089、53392094、53392095、53392096、53392097、53392098、53392099

(xxix) 53393004、53393005、53393006、53393007、53393008、53393009、53393015、53393016、53393017、53393018、53393019、53393025、53393026、53393027、53393028、53393029、53393035、53393036、53393037、53393038、53393039、53393046、53393047、53393048、53393049、53393056、53393057、53393058、53393059、53393066、53393067、53393068、53393069、53393076、53393077、53393078、53393079、53393087、53393088、53393089、53393097、53393098、53393099

(xxx) 53394007、53394008、53394009、53394018、53394019、53394028、53394029、53394038、53394039、53394048、53394049、53394059、53394069

(xxxi) 53394100、53394101、53394102、53394103、53394104、53394105、53394106、53394107、53394108、53394109、53394110、53394111、53394112、53394113、53394114、53394115、53394116、53394117、53394118、53394119、53394120、53394121、53394122、53394123、53394124、53394125、53394126、53394127、53394128、53394129、53394130、53394131、53394132、53394133、53394134、53394135、53394136、53394137、53394138、53394139、53394140、53394141、53394142、53394143、53394144、53394145、53394146、53394147、53394148、53394149、53394150、53394151、53394152、53394153、53394154、53394155、53394156、53394157、53394158、53394159、53394160、53394161、53394162、53394163、53394164、53394165、53394166、53394167、53394168、53394169、53394170、53394171、53394172、53394173、53394174、53394175、53394176、53394177、53394178、53394179、53394181、53394182、53394183、53394184、53394185、53394186、53394187、53394188、53394189、53394191、53394192、53394193、53394194、53394195、53394196、53394197、53394198、53394199

(xxxii) 53395102、53395103、53395104、53395105、53395106、53395107、53395108、53395109、53395112、53395113、53395114、53395115、53395116、53395117、53395118、53395119、53395123、53395124、53395125、53395126、53395127、53395128、53395129、53395134、53395135、53395136、53395137、53395138、53395139、53395144、53395145、53395146、53395147、53395148、53395149、53395155、53395156、53395157、53395158、53395159、53395166、53395167、53395168、53395169、53395176、53395177、53395178、53395179、53395187、53395188、53395189、53395197、53395198、53395199

(xxxiii) 53396108、53396109、53396119、53396129

(xxxiv) 53396200、53396201、53396202、53396203、53396204、53396205、53396206、53396207、53396208、53396209、53396210、53396211、53396212、53396213、53396214、53396215、53396216、53396217、53396218、53396219、53396220、53396221、53396222、53396223、

53396224、53396225、53396226、53396227、53396228、53396229、53396230、53396231、53396232、53396233、53396234、53396235、53396236、53396237、53396238、53396239、53396240、53396241、53396242、53396243、53396244、53396245、53396246、53396247、53396248、53396249、53396251、53396252、53396253、53396254、53396255、53396256、53396257、53396258、53396259、53396262、53396263、53396264、53396265、53396266、53396267、53396268、53396269、53396272、53396273、53396274、53396275、53396276、53396277、53396278、53396279、53396283、53396284、53396285、53396286、53396287、53396288、53396289、53396293、53396294、53396295、53396296、53396297、53396298、53396299

(xxxv) 53397204、53397205、53397206、53397207、53397208、53397209、53397215、53397216、53397217、53397218、53397219、53397225、53397226、53397227、53397228、53397229、53397236、53397237、53397238、53397239、53397246、53397247、53397248、53397249、53397257、53397258、53397259、53397268、53397269、53397278、53397279、53397289

(xxxvi) 53400500、53400501、53400502、53400503、53400504、53400505、53400506、53400510、53400511、53400512、53400513、53400514、53400515、53400516、53400520、53400521、53400522、53400523、53400524、53400525、53400526、53400530、53400531、53400532、53400533、53400534、53400535、53400536、53400537、53400540、53400541、53400542、53400543、53400544、53400545、53400546、53400547、53400550、53400551、53400552、53400553、53400554、53400555、53400556、53400557、53400558、53400560、53400561、53400562、53400563、53400564、53400565、53400566、53400567、53400568、53400570、53400571、53400572、53400573、53400574、53400575、53400576、53400577、53400578、53400580、53400581、53400582、53400583、53400584、53400585、53400586、53400587、53400588、53400589、53400590、53400591、53400592、53400593、53400594、53400595、53400596、53400597、53400598、53400599

(xxxvii) 53401600、53401610、53401620、53401630、53401631、53401640、53401641、53401650、53401651、53401652、53401660、53401661、53401662、53401670、53401671、53401672、53401680、53401681、53401682、53401683、53401690、53401691、53401692、53401693

(xxxviii) 53402600、53402601、53402602、53402603、53402610、53402611、53402612、53402613、53402614、53402620、53402621、53402622、53402623、53402624、53402630、53402631、53402632、53402633、53402634、53402640、53402641、53402642、53402643、53402644、53402645、53402650、53402651、53402652、53402653、53402654、53402655、53402660、53402661、53402662、53402663、53402664、53402665、53402670、53402671、53402672、53402673、53402674、53402675、53402680、53402681、53402682、53402683、53402684、53402685、53402686、53402690、53402691、53402692、53402693、53402694、53402695、53402696

(xxxix) 53403600、53403601、53403602、53403603、53403604、53403605、53403606、53403610、53403611、53403612、53403613、53403614、

53403615、53403616、53403617、53403620、53403621、53403622、53403623、53403624、53403625、53403626、53403627、53403630、53403631、53403632、53403633、53403634、53403635、53403636、53403637、53403640、53403641、53403642、53403643、53403644、53403645、53403646、53403647、53403650、53403651、53403652、53403653、53403654、53403655、53403656、53403657、53403658、53403660、53403661、53403662、53403663、53403664、53403665、53403666、53403667、53403668、53403670、53403671、53403672、53403673、53403674、53403675、53403676、53403677、53403678、53403680、53403681、53403682、53403683、53403684、53403685、53403686、53403687、53403688、53403689、53403690、53403691、53403692、53403693、53403694、53403695、53403696、53403697、53403698、53403699

(xl) 53404720、53404730、53404740、53404750、53404760、53404770、53404780

(xli) 53406600、53406601、53406602、53406603、53406604、53406605、53406606、53406607、53406608、53406609、53406610、53406611、53406612、53406613、53406614、53406615、53406616、53406617、53406618、53406620、53406621、53406622、53406623、53406624、53406625、53406626、53406627、53406630、53406631、53406632、53406633、53406634、53406635、53406636、53406640、53406641、53406642、53406643、53406644、53406645、53406650、53406651、53406652、53406653、53406654、53406660、53406661、53406662、53406663、53406670、53406671、53406672、53406680、53406681、53406690

(xlii) 53407500、53407501、53407502、53407503、53407504、53407505、53407506、53407507、53407508、53407509、53407510、53407511、53407512、53407513、53407514、53407515、53407516、53407517、53407518、53407520、53407521、53407522、53407523、53407524、53407525、53407526、53407530、53407531、53407532、53407533、53407534、53407535、53407540、53407541、53407542、53407543、53407544、53407550、53407551、53407552、53407553、53407560、53407561、53407562、53407570、53407571、53407580

(xliii) 54390300、54390301、54390302、54390303、54390304、54390305、54390306、54390307、54390308、54390309、54390311、54390312、54390313、54390314、54390315、54390316、54390317、54390318、54390319、54390321、54390322、54390323、54390324、54390325、54390326、54390327、54390328、54390329、54390332、54390333、54390334、54390335、54390336、54390337、54390338、54390339、54390343、54390344、54390345、54390346、54390347、54390348、54390349、54390353、54390354、54390355、54390356、54390357、54390358、54390359、54390364、54390365、54390366、54390367、54390368、54390369、54390375、54390376、54390377、54390378、54390379、54390386、54390387、54390388、54390389、54390397、54390398、54390399

(xliv) 54391308、54391309、54391319

(xlv) 54391400、54391401、54391402、54391403、54391404、54391405、

54391406、54391407、54391408、54391409、54391410、54391411、
54391412、54391413、54391414、54391415、54391416、54391417、
54391418、54391419、54391420、54391421、54391422、54391423、
54391424、54391425、54391426、54391427、54391428、54391429、
54391431、54391432、54391433、54391434、54391435、54391436、
54391437、54391438、54391439、54391442、54391443、54391444、
54391445、54391446、54391447、54391448、54391449、54391453、
54391454、54391455、54391456、54391457、54391458、54391459、
54391464、54391465、54391466、54391467、54391468、54391469、
54391476、54391477、54391478、54391479、54391487、54391488、
54391489、54391498、54391499

(xlvi) 54392409

(xlvii) 54392500、54392501、54392502、54392503、54392504、54392505、
54392506、54392507、54392508、54392509、54392510、54392511、
54392512、54392513、54392514、54392515、54392516、54392517、
54392518、54392519、54392521、54392522、54392523、54392524、
54392525、54392526、54392527、54392528、54392529、54392532、
54392533、54392534、54392535、54392536、54392537、54392538、
54392539、54392543、54392544、54392545、54392546、54392547、
54392548、54392549、54392554、54392555、54392556、54392557、
54392558、54392559、54392565、54392566、54392567、54392568、
54392569、54392576、54392577、54392578、54392579、54392587、
54392588、54392589、54392598、54392599

(xliii) 54393509

(xlix) 54393600、54393601、54393602、54393603、54393604、54393605、
54393606、54393607、54393608、54393609、54393610、54393611、
54393612、54393613、54393614、54393615、54393616、54393617、
54393618、54393619、54393621、54393622、54393623、54393624、
54393625、54393626、54393627、54393628、54393629、54393632、
54393633、54393634、54393635、54393636、54393637、54393638、
54393639、54393643、54393644、54393645、54393646、54393647、
54393648、54393649、54393654、54393655、54393656、54393657、
54393658、54393659、54393665、54393666、54393667、54393668、
54393669、54393676、54393677、54393678、54393679、54393687、
54393688、54393689、54393698、54393699

(l) 54394609

(li) 54394700、54394701、54394702、54394703、54394704、54394705、
54394706、54394707、54394708、54394709

(lii) 54400400、54400401、54400402、54400403、54400404、54400405、
54400406、54400407、54400408、54400410、54400411、54400412、
54400413、54400414、54400415、54400416、54400417、54400420、
54400421、54400422、54400423、54400424、54400425、54400426、
54400430、54400431、54400432、54400433、54400434、54400435、
54400440、54400441、54400442、54400443、54400444、54400450、
54400451、54400452、54400453、54400460、54400461、54400462、
54400470、54400471、54400480

(liii) 54401200、54401201、54401202、54401203、54401204、54401205、

54401206、54401207、54401208、54401209、54401210、54401211、54401212、54401213、54401214、54401215、54401216、54401217、54401218、54401219、54401220、54401221、54401222、54401223、54401224、54401225、54401226、54401227、54401228、54401229、54401230、54401231、54401232、54401233、54401234、54401235、54401236、54401237、54401238、54401239、54401240、54401241、54401242、54401243、54401244、54401245、54401246、54401247、54401248、54401249、54401250、54401251、54401252、54401253、54401254、54401255、54401256、54401257、54401258、54401259、54401260、54401261、54401262、54401263、54401264、54401265、54401266、54401267、54401268、54401269、54401270、54401271、54401272、54401273、54401274、54401275、54401276、54401277、54401278、54401279、54401280、54401281、54401282、54401283、54401284、54401285、54401286、54401287、54401288、54401290、54401291、54401292、54401293、54401294、54401295、54401296、54401297

(liv) 54401300、54401301、54401302、54401303、54401304、54401305、54401306、54401307、54401308、54401310、54401311、54401312、54401313、54401314、54401315、54401316、54401317、54401320、54401321、54401322、54401323、54401324、54401325、54401326、54401330、54401331、54401332、54401333、54401334、54401340、54401341、54401342、54401343、54401350、54401351、54401352、54401360、54401361

(lv) 54402100、54402101、54402102、54402103、54402104、54402105、54402106、54402107、54402108、54402109、54402110、54402111、54402112、54402113、54402114、54402115、54402116、54402117、54402118、54402119、54402120、54402121、54402122、54402123、54402124、54402125、54402126、54402127、54402128、54402129、54402130、54402131、54402132、54402133、54402134、54402135、54402136、54402137、54402138、54402139、54402140、54402141、54402142、54402143、54402144、54402145、54402146、54402147、54402148、54402149、54402150、54402151、54402152、54402153、54402154、54402155、54402156、54402157、54402158、54402159、54402160、54402161、54402162、54402163、54402164、54402165、54402166、54402167、54402168、54402170、54402171、54402172、54402173、54402174、54402175、54402176、54402177、54402180、54402181、54402182、54402183、54402184、54402185、54402190、54402191、54402192、54402193、54402194

(lvi) 54402200、54402201、54402202、54402203、54402204、54402205、54402206、54402210、54402211、54402212、54402213、54402214、54402220、54402221、54402222、54402223、54402230、54402231、54402232、54402240

(lvii) 54403000、54403001、54403002、54403003、54403004、54403005、54403006、54403007、54403008、54403009、54403010、54403011、54403012、54403013、54403014、54403015、54403016、54403017、54403018、54403019、54403020、54403021、54403022、54403023、54403024、54403025、54403026、54403027、54403028、54403029、

54403030、54403031、54403032、54403033、54403034、54403035、
54403036、54403037、54403038、54403039、54403040、54403041、
54403042、54403043、54403044、54403045、54403046、54403047、
54403048、54403050、54403051、54403052、54403053、54403054、
54403055、54403056、54403060、54403061、54403062、54403063、
54403064、54403065、54403070、54403071、54403072、54403073、
54403074、54403080、54403081、54403082、54403090、54403091

(lviii) 54403100、54403101、54403102、54403103、54403110、54403111、
54403120

(lix) 54404000

なお、各メッシュコードは、北緯 A、北緯 B、東経 C 及び東経 D の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域を意味する。
上記において、「北緯 A」とは、北緯 a（下記において定義する。）に、メッシュコードの 7 桁目の数値に 0.5 分を乗じて得られる数値を加えた緯度をいう。
上記において、「北緯 B」とは、北緯 A に 0.5 分を加えた緯度をいう。
上記において、「東経 C」とは、東経 c（下記において定義する。）に、メッシュコードの 8 桁目の数値に 0.75 分を乗じて得られる数値を加えた経度をいう。
上記において、「東経 D」とは、東経 C に 0.75 分を加えた経度をいう。

上記において、「北緯 a」とは、

(i) 523867 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 10 分
(ii) 523877 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 15 分
(iii) 523916 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 45 分
(iv) 523917 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 45 分
(v) 523925 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 50 分
(vi) 523926 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 50 分
(vii) 523933 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 55 分
(viii) 523934 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 55 分
(vix) 523942 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 00 分
(x) 523943 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 00 分
(xi) 523950 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 05 分
(xii) 523951 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 05 分
(xiii) 523960 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 10 分
(xiv) 524010 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 45 分
(xv) 524011 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 45 分
(xvi) 524022 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 50 分
(xvii) 524032 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 55 分
(xviii) 524033 から始まるメッシュコードについては北緯 34 度 55 分
(xix) 524043 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 00 分
(xx) 524044 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 00 分
(xxi) 524054 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 05 分
(xxii) 524064 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 10 分
(xxiii) 524065 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 10 分
(xxiv) 524075 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 15 分
(xxv) 533807 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 20 分
(xxvi) 533817 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 25 分

(xxvii)　533910 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 25 分
(xxviii)　533920 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 30 分
(xxix)　533930 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 35 分
(xxx)　533940 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 40 分
(xxxi)　533941 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 40 分
(xxxii)　533951 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 45 分
(xxxiii)　533961 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 50 分
(xxxiv)　533962 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 50 分
(xxxv)　533972 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 55 分
(xxxvi)　534005 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 20 分
(xxxvii)　534016 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 25 分
(xxxviii)　534026 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 30 分
(xxxix)　534036 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 35 分
(xl)　534047 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 40 分
(xli)　534066 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 50 分
(xlii)　534075 から始まるメッシュコードについては北緯 35 度 55 分
(xliii)　543903 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 00 分
(xliv)　543913 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 05 分
(xlv)　543914 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 05 分
(xlvi)　543924 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 10 分
(xlvii)　543925 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 10 分
(xlviii)　543935 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 15 分
(xlix)　543936 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 15 分
(l)　543946 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 20 分
(li)　543947 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 20 分
(lii)　544004 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 00 分
(liii)　544012 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 05 分
(liv)　544013 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 05 分
(lv)　544021 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 10 分
(lvi)　544022 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 10 分
(lvii)　544030 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 15 分
(lviii)　544031 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 15 分
(lix)　544040 から始まるメッシュコードについては北緯 36 度 20 分

をいう。

上記において、「東経 c」とは、

(i)　523867 から始まるメッシュコードについては東経 138 度 52.5 分
(ii)　523877 から始まるメッシュコードについては東経 138 度 52.5 分
(iii)　523916 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 45 分
(iv)　523917 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 52.5 分
(v)　523925 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 37.5 分
(vi)　523926 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 45 分
(vii)　523933 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 22.5 分
(viii)　523934 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 30 分
(ix)　523942 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 15 分
(x)　523943 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 22.5 分
(xi)　523950 から始まるメッシュコードについては東経 139 度 00 分

(xii)　523951から始まるメッシュコードについては東経139度07.5分
(xiii)　523960から始まるメッシュコードについては東経139度00分
(xiv)　524010から始まるメッシュコードについては東経140度00分
(xv)　524011から始まるメッシュコードについては東経140度07.5分
(xvi)　524022から始まるメッシュコードについては東経140度15分
(xvii)　524032から始まるメッシュコードについては東経140度15分
(xviii)　524033から始まるメッシュコードについては東経140度22.5分
(xix)　524043から始まるメッシュコードについては東経140度22.5分
(xx)　524044から始まるメッシュコードについては東経140度30分
(xxi)　524054から始まるメッシュコードについては東経140度30分
(xxii)　524064から始まるメッシュコードについては東経140度30分
(xxiii)　524065から始まるメッシュコードについては東経140度37.5分
(xxiv)　524075から始まるメッシュコードについては東経140度37.5分
(xxv)　533807から始まるメッシュコードについては東経138度52.5分
(xxvi)　533817から始まるメッシュコードについては東経138度52.5分
(xxvii)　533910から始まるメッシュコードについては東経139度00分
(xxviii)　533920から始まるメッシュコードについては東経139度00分
(xxix)　533930から始まるメッシュコードについては東経139度00分
(xxx)　533940から始まるメッシュコードについては東経139度00分
(xxxi)　533941から始まるメッシュコードについては東経139度07.5分
(xxxii)　533951から始まるメッシュコードについては東経139度07.5分
(xxxiii)　533961から始まるメッシュコードについては東経139度07.5分
(xxxiv)　533962から始まるメッシュコードについては東経139度15分
(xxxv)　533972から始まるメッシュコードについては東経139度15分
(xxxvi)　534005から始まるメッシュコードについては東経140度37.5分
(xxxvii)　534016から始まるメッシュコードについては東経140度45分
(xxxviii)　534026から始まるメッシュコードについては東経140度45分
(xxxix)　534036から始まるメッシュコードについては東経140度45分
(xl)　534047から始まるメッシュコードについては東経140度52.5分
(xli)　534066から始まるメッシュコードについては東経140度45分
(xlii)　534075から始まるメッシュコードについては東経140度37.5分
(xliii)　543903から始まるメッシュコードについては東経139度22.5分
(xliv)　543913から始まるメッシュコードについては東経139度22.5分
(xlv)　543914から始まるメッシュコードについては東経139度30分
(xlvi)　543924から始まるメッシュコードについては東経139度30分
(xlvii)　543925から始まるメッシュコードについては東経139度37.5分
(xlviii)　543935から始まるメッシュコードについては東経139度37.5分
(xlix)　543936から始まるメッシュコードについては東経139度45分
(l)　543946から始まるメッシュコードについては東経139度45分
(li)　543947から始まるメッシュコードについては東経139度52.5分
(lii)　544004から始まるメッシュコードについては東経140度30分
(liii)　544012から始まるメッシュコードについては東経140度15分
(liv)　544013から始まるメッシュコードについては東経140度22.5分
(lv)　544021から始まるメッシュコードについては東経140度07.5分
(lvi)　544022から始まるメッシュコードについては東経140度15分
(lvii)　544030から始まるメッシュコードについては東経140度00分
(lviii)　544031から始まるメッシュコードについては東経140度07.5分

(lix)　544040 から始まるメッシュコードについては東経 140 度 00 分

をいう。

②　指定地域

(i)　北緯 35 度 5 分、北緯 36 度、東経 139 度 22.5 分、東経 140 度 30 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(ii)　北緯 35 度 15 分、北緯 35 度 25 分、東経 139 度、東経 139 度 7.5 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(iii)　北緯 35 度 10 分、北緯 35 度 40 分、東経 139 度 7.5 分、東経 139 度 15 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(iv)　北緯 35 度 5 分、北緯 35 度 50 分、東経 139 度 15 分、東経 139 度 22.5 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(v)　北緯 36 度、北緯 36 度 5 分、東経 139 度 30 分、東経 140 度 30 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(vi)　北緯 36 度 5 分、北緯 36 度 10 分、東経 139 度 37.5 分、東経 140 度 15 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(vii)　北緯 36 度 10 分、北緯 36 度 15 分、東経 139 度 45 分、東経 140 度 7.5 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(viii)　北緯 36 度 15 分、北緯 36 度 20 分、東経 139 度 52.5 分、東経 140 度の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(ix)　北緯 35 度 15 分、北緯 36 度、東経 140 度 30 分、東経 140 度 37.5 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(x)　北緯 35 度 25 分、北緯 35 度 55 分、東経 140 度 37.5 分、東経 140 度 45 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(xi)　北緯 35 度 40 分、北緯 35 度 50 分、東経 140 度 45 分、東経 140 度 52.5 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(xii)　北緯 34 度 50 分、北緯 34 度 55 分、東経 139 度 52.5 分、東経 140 度 15 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(xiii)　北緯 34 度 55 分、北緯 35 度、東経 139 度 37.5 分、東経 140 度 15 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

(xiv)　北緯 35 度、北緯 35 度 5 分、東経 139 度 30 分、東経 140 度 22.5 分の経線及び緯線がそれぞれ交差する四地点で囲まれる地域

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

14.　譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

15.　本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印し

た上、これを第11項に定める行使期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が第 19 項に定める行使請求受付場所に到達した日に発生する。

16. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、かつ、再編対象会社が劣後ローン債権に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第5項に準じて決定する。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
第8項に準じる。承継新株予約権の行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し、第 9 項又は第 10 項に準じた修正又は調整がなされるものとする。

(5) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から第11項に定める行使期間の最終日までとする。

(6) 承継新株予約権の行使の条件
第12項に準じる。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第13項に準じる。

17. 本新株予約権の募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権のすべてを割当先に割り当てる。

18. 本新株予約権の払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の行使価額、第12項第(2)号の規定により割当先は平成23年9月29日から平成83年9月29日までの期間について一定の事由が生じた場合を除き本新株予約権を行使できない旨の制限が付されていること及びその他本新株予約権自体の内容を考慮して、応用アール・エム・エス株式会社により提供された地震発生確率データに基づき当社から独立した第三者算定機関であるトラスティーズ・コンサルティング投資有限責任事業組合が一定の数値的前提を

置いた上で一般的な価格算定モデルである二項格子モデルにより算定した本新株予約権の理論的価値の算定結果と、第 12 項第(3)号の規定により劣後ローン債権が消滅した場合には本新株予約権を行使することができないこと、同項第(4)号の規定により割当先が劣後ローン契約に定める貸付実行日に当該契約に基づく貸付を実行しなかった場合には本新株予約権を行使することができないことその他の本新株予約権の内容、当社と割当先との間で締結する劣後ローン契約により割当先が劣後ローン債権と本新株予約権を異なる者に譲渡することはできないこと等により本新株予約権とその行使に際して出資される財産である劣後ローン債権が密接に関連することから、劣後ローン債権に対して当社が支払うべき利息、本新株予約権の行使に際して出資される劣後ローン債権の金額その他の劣後ローン債権の貸付条件その他の劣後ローン契約の諸条件により当社が得ることのできる経済的価値を総合的に勘案して、本新株予約権の公正な払込金額を判断した結果、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項に記載のとおりとし、行使価額は、当初、平成 23 年 9 月 5 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社オリエンタルランド　総務部

20. 本新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行い、かつ、電子公告を行った旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告の方法によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。また、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

21. 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。

以　上